水道メーター管理業務委託標準仕様書

本仕様書は、委託者　香川県広域水道企業団（以下「甲」という。）が委託する、西讃ブロック統括センターにおける水道メーター（以下「メーター」という。）の管理業務の実施について、必要な事項を定めるものとする。受託者（以下「乙」という。）は、契約書に定めるもののほか、本仕様書及び別に定める特記仕様書（以下「本仕様書等」という。）に基づき、善良な管理者としての注意義務をもって委託業務を履行しなければならない。

なお、本仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書による。

１　一般事項

（１）　法令等の遵守

乙は、委託業務の履行に当たっては、次の法令等を遵守しなければならない。

ア　水道法

イ　地方公営企業法

ウ　地方自治法

エ　香川県広域水道企業団水道事業給水条例及び同条例施行規程等

オ　香川県広域水道企業団個人情報保護条例

カ　香川県広域水道企業団情報公開条例

キ　労働基準法等労働関係法規

ク　個人情報の保護に関する法律

ケ　その他委託業務に関連する法令等

（２）　情報の管理

ア　秘密漏洩の禁止

乙は、委託業務の履行に際して知り得た情報に関し、譲渡、貸与、複写、閲覧、口頭などいかなる手段においても、一切第三者に漏らしてはならない。また、知り得た情報を自己の利益のために用いてはならない。

なお、この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

イ　記録物等の持ち出し禁止

乙は、甲から貸与された電磁的記録、帳票、手書きの書類、担当者のメモ類その他委託業務に伴う媒体、帳票類（以下「記録物等」という。）を、委託業務等の遂行上、当然必要となる場合を除き、電送、記録媒体、帳票等いかなる手段においても、甲の許可なく乙営業所以外の場所へ持ち出してはならない。

ウ　記録物等の管理

乙は、記録物等を汚損、亡失、盗難、流出等のおそれがないよう、細心の注意を払って管理しなければならない。特に、電磁的記録については、特別なセキュリティ区画を設けるなどの措置を講じなければならない。

（３）　適正な雇用条件の確保

乙は、委託業務を履行するに当たり、乙が雇用するもの（以下「従業員」という。）に係る適正な雇用条件の確保に努めなければならない。

（４）　従業員に守らせるべき事項

乙は、従業員を指導、監督し、次の事項を守らさなければならない。

なお、従業員の行為により、水道メーター納入業者、メーター取替業務受託業者（以下「納入業者等」という。）とのトラブル及び納入業者等に損害が発生した場合は、乙の責任において対応しなければならない。

ア　法令等を遵守するとともに、善良な管理者としての注意義務をもって情報を管理すること。また、業務上知り得た情報等についての秘密を守ること。

なお、従業員が職を辞した後も同様とする。

イ　納入業者等に対し、委託業務を受託しているものとしてふさわしい態度及び言葉遣いをすること。

ウ　その他、委託業務の実施に当たり必要な事項

（５）　委託業務の履行体制

乙は、委託業務を履行するに当たり、業務責任者を置くとともに、必要な場合、業務責任者補助員を置き、甲の営業時間帯及び委託業務実施日に対応可能な体制を取らなければならない。また、緊急連絡体制についても、甲に報告するものとする。

（６）　業務責任者の職務

業務責任者の職務は、次のとおりとする。

なお、その職務の一部を補助員に履行させることができるものとする。

ア　委託業務の適正な管理運営及び甲との連絡調整を行うこと。

イ　契約書、仕様書及び業務内容を十分に把握すること。

ウ　委託業務に関する報告を総括し、甲に報告すること。

エ　委託業務開始日から正常な委託業務を履行できる体制を整えること。

オ　従業員に対して委託業務上の十分な指導を行い、適正な業務を執行できるようにすること。

カ　甲との連絡を密にし、意思の疎通を図るとともに、委託業務の履行に当たって、疑義、問題事案などが発生した場合、甲と協議の上、自らの責任で協議事項を的確に行わせるよう、従業員を指導すること。

キ　その他、委託業務の実施に当たり必要な事項

（７）　業務の引継ぎ

乙は、委託業務に従事する者が交代する場合、新従事者に十分な研修を行うとともに、旧従事者から新従事者に業務内容等の引継ぎを遺漏なくさせなければならない。

（８）　委託業務状況の報告等

ア　安全管理及び事故報告

乙が委託業務に従事する際は常に安全確認を行い、事故等の発生を防ぐよう努めなければならない。また、委託業務の履行において、納入業者等とのトラブル、記録物の亡失その他の事故があったときは、その対応に当たり、遅滞なく口頭で甲に報告するとともに、速やかにそのてん末を文書で甲に報告しなければならない。

イ　質問及び回答

甲及び乙は、業務の実施内容に関し、それぞれ相手方から質問があったときは、速やかに回答しなければならない。

（９） 賠償請求

乙が委託業務を履行した際、乙の故意又は重大な過失により納入業者等に損害を与え、納入業者等から甲へ賠償請求があったときは、甲は乙に賠償請求相当額を請求することができる。また、乙が甲に損害を与えたときも同様とする。

(10) 業務専念義務等

委託業務従事中は、他の営業行為に類する行為を行ってはならない。また、委託業務の履行に際して、金品などを収受してはならない。

(11) 履行事務

乙は、この仕様書等に明記されていない事項については、甲の指示を受けるほか、委託業務の性質上、当然必要なものは乙の負担において履行しなければならない。

2 委託業務の内容

（１） メーター入庫業務

納入業者等より納品される水道メーター及び撤去後の中古メーター等の入庫業務を行うものとする。

なお、詳細については、別添特記仕様書にて定めるものとする。

（２） メーター出庫業務

納入業者等がメーター取替時に使用するメーターの出庫業務及び納入業者等への検満切れメーター引き渡し等の出庫業務を行うものとする。

なお、詳細については、別添特記仕様書にて定めるものとする。

（３） 検満メーター取替通知業務

検満メーター取替に当たり、事前に水道使用者等に取替時期を知らせる文書を送付し、通知を行うものとする。

なお、詳細については、別添特記仕様書にて定めるものとする。

（４） 在庫メーター数量確認業務

入出庫されたメーターの数量を三豊市・観音寺市別に集計し、常に在庫数の把握を行うものとする。

なお、詳細については、別添特記仕様書にて定めるものとする。

（５） メーター取替伝票作成業務

検満メーター取替業務時に使用する取替伝票を作成し、甲に提出するものとする。

なお、詳細については、別添特記仕様書にて定めるものとする。

3 費用負担

委託業務の履行において必要とする費用負担については、別添特記仕様書にて定めるものとする。

4 貸与物品

甲は、委託業務の実施に必要と認められる機器等については貸与することができる。

なお、詳細は別添特記仕様書にて定めるものとする。

5　その他

乙は、本仕様書等に明記されていない事項であっても、業務履行上、当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて履行しなければならない。

本仕様書等に疑義が生じた場合又は本仕様書等に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。